

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 (06-6469-7970) 東部市場 (06-6756-3981) 南港市場 (06-6675-2020)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	売買参加の認定の取消し（法令違反に対する監督処分として行うものを除く。）
概要	売買参加者が認定の基準に該当しないこととなった場合は、認定を取り消します。その他、不正の手段により認定を受けたことが判明した場合、認定を取消すことがあります。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第34条（昭和46年条例第40号） (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	<p>◎ 売買参加者が次のいずれかに該当することとなったときは、認定を取り消します。</p> <p>(1) 破産者で復権を得ないものであるとき</p> <p>(2) 条例の規定による認定の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき</p> <p>(3) 法人である場合には、その業務を執行する役員の中に第1号、第2号又は次号のいずれかに該当する者があるとき</p> <p>(4) 市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき</p> <p>(5) 行おうとする業務が暴力団の利益になるとき</p> <p>◎ 売買参加者が、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことがあります。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により認定を受けたことが判明したとき</p> <p>(2) せり又は入札の方法による卸売の相手方として知識、経験及び資力信用を有する者でないとき</p> <p>(3) 市場における取引取引の適正かつ健全な運営を確保するために不適当な者であるとき</p>
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023610.html
備考	—